

家族経営協定に関する実態調査結果

調査実施主体:宮城県
調査時点:令和7年3月31日現在
調査方法:各農業改良普及センターが
各市町村農業委員会等へ照会

家族経営協定とは?

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

農林水産省webより

1 宮城県の家族経営協定締結数

宮城県の令和6年度末(令和7年3月31日)現在の家族経営協定締結数は750戸で、前年に比べ88戸減少しています。

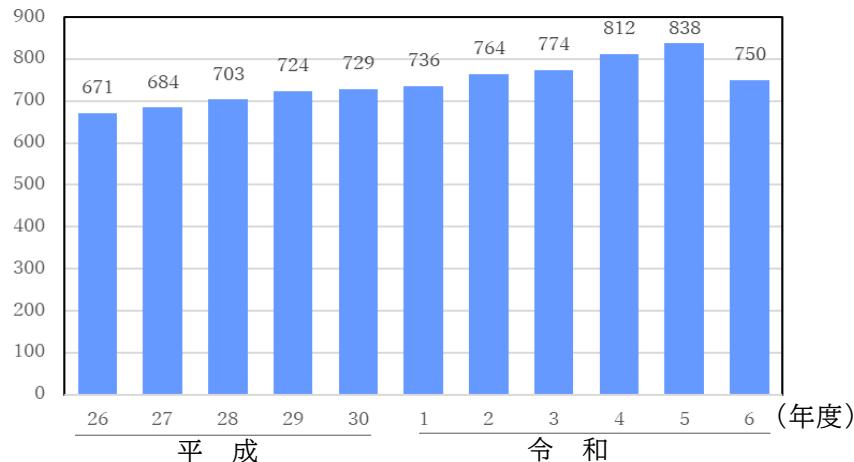


図1 宮城県における家族経営協定数の推移(戸)

2 協定における女性の位置付け

協定締結農家のうち、女性が「経営主の配偶者」という位置付けになっている農家は283戸で、女性自らが経営主となっている(共同申請含む)農家は64戸となっています。

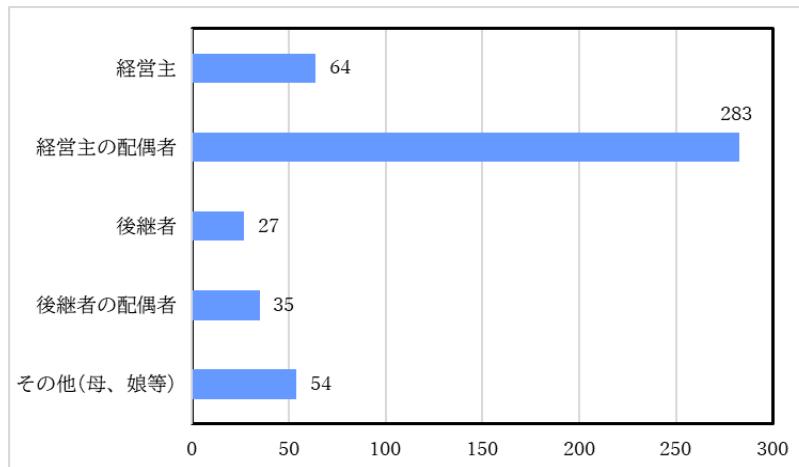


図2 協定における女性の位置付け(戸)

3 協定の取り決め内容

「農業経営の方針決定」は、83.6 %の協定で取り決められています。労働条件や待遇(労働時間・休日、収益の配分、労働報酬、農業面の役割分担)についての項目も半数以上の協定で記載されており、協定の締結が家族経営を円滑に進める役割を果たしていると考えられます。

一方、生活面の役割分担や移譲者(老後)の扶養といった生活面の項目は少ない状況にあります。

無償労働を労働と位置づけるという男女共同参画の視点からも、家事、育児、介護の役割分担を含めた生活面の項目について、積極的に協定に盛り込んでいくことが望されます。

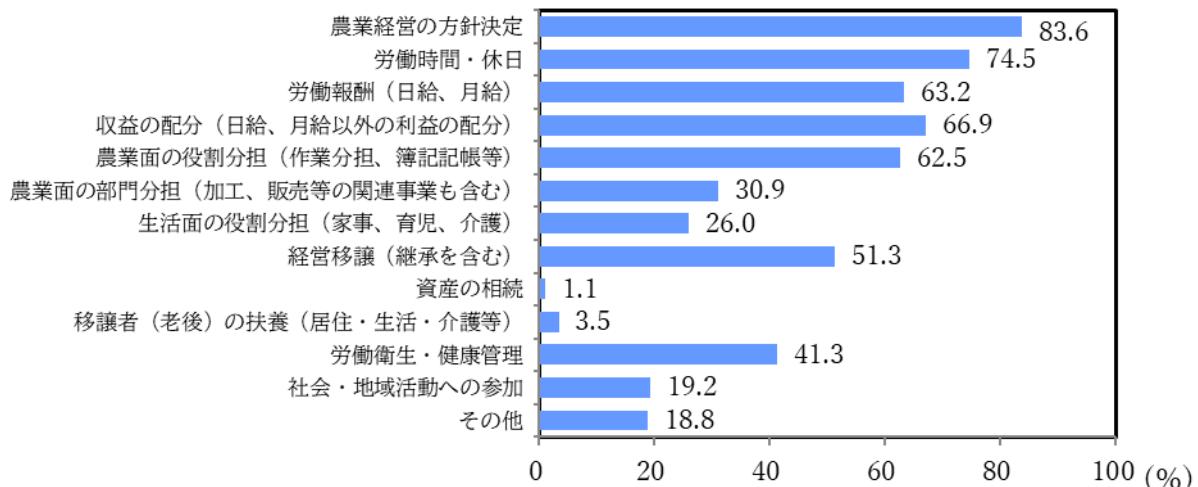


図3 協定の取り決め内容(複数回答)

家族経営協定の制度的メリット

●認定農業者制度(平成15年6月～)

家族経営協定の締結等を要件に、夫婦や親子等による認定農業者の認定(農業経営改善計画の認定)の共同申請が可能です。共同申請者全員が認定農業者となり地域農業の担い手になることができ、スーパーL資金等、認定農業者向けの支援を活用することができます。

●農業者年金(平成14年1月～)

農業者年金の被保険者であって、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者や後継者が所定の要件を満たせば、基本となる保険料に対し一定割合の国庫助成(政策支援)が行われます。

●新規就農者育成総合対策(経営開始資金・経営発展支援事業)

農業を始めてから経営が安定するまでの所得確保のために国が交付する「経営開始資金」を夫婦型で受給する場合、家族経営協定締結が要件の一つとなっています(協定の項目として共同経営の規定が必要です)。

また、経営開始時の機械・施設等の導入を国・県が支援する「経営発展事業」では、家族経営協定の締結が事業採択における加点項目の一つとなっています。

この他、農地のあっせん(平成15年度～)、農林水産祭参加の表彰行事における夫婦連名表彰(平成13年度～)にも家族経営協定が役立っています。